

調達改善計画の実施状況（令和6年度）について

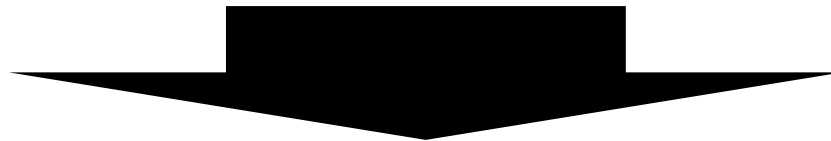
- 財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするため、令和6年3月、調達改善計画を策定。計画策定、実施、自己評価及び次計画への反映によるPDCAサイクルにより改善を推進。

（1）重点的な取組

計画の 内容

○電力調達の改善

- 電力調達：一般競争入札が可能な案件について確実に一般競争入札を実施。随意契約案件の一般競争入札化を引き続き検討。
再生エネルギー比率の高い電力の調達等の推進。



取組の 状況 及び 効果

○電力調達の改善

- 電力調達：一般競争入札案件数 184件
再生エネルギー比率の高い電力調達件数 157件

※昨年度上半期時点よりも、一般競争契約、再生エネルギー比率の高い電力調達ともに増加しており、取組に進展が見られた。

計画の
内容

○工事における総合評価の改善

→ 外部有識者を交えた懇談会等の場において、総合評価落札方式の実施状況等を踏まえて議論を行い、公共工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保のため、公正性・透明性の確保に留意しつつ、総合評価落札方式の改善に努める。

○工事における受発注者の事務負担軽減

→ 技術資料作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の軽減のため、競争に参加する者の数が多数であると見込まれる場合等において、段階的選抜方式、一括審査方式を活用するなど、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進する。

・外部有識者を交えた懇談会等の場において、建設生産・管理システムにおけるデータマネジメントの在り方の検討を行う。



取組の
状況
及び
効果

○工事における総合評価の改善

→ 外部有識者を交えた懇談会等の場において、総合評価落札方式の実施状況等を踏まえ、総合評価の改善について、継続して議論を実施。

○工事における受発注者の事務負担軽減

→ 一般土木工事A等級、建築工事A等級工事においては、原則、段階的選抜方式を適用。

同一発注機関による発注で、目的・内容が同種、技術力審査・評価の項目が同じである等の工事において、一括審査方式を活用。

建設生産・管理システムにおけるデータマネジメントの議論を令和5年5月に実施して以降、継続的に内部で議論中。

(2) 共通的な取組

計画の内容

○調達改善に向けた審査・管理の充実(一者応札の改善に向けた取組)

→ 事前・事後検証の徹底等

- ・ 参入要件等の見直し等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を徹底。
- ・ 特殊な物品の調達において参入可能者の把握に努めるなど、調達内容に応じた取組の強化に努める。
- ・ 特に複数年一者応札が続いている案件については、要因分析及び改善に努める。

→ 結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なもの(3億円以上の工事・建設コンサル、1億円以上の物品・役務)については、原因分析結果をとりまとめ、ホームページに公表。

→ 各部局に設置された外部有識者からなる公正入札調査会議等において、競争入札及び企画競争を行った契約のうち、結果的に一者応札又は応募となったものを中心に、個別案件の審査を徹底するとともに、再度同委員会等に報告するよう努める。

→ 上記の取組の結果、改善が図られた案件について、事例を取りまとめ、共有を図る。



取組の状況及び効果

○調達改善に向けた審査・管理の充実(一者応札の改善に向けた取組)

→ 137件において、仕様の見直し・明確化を行うなど、事前・事後検証結果に基づく取組のみならず一者応札改善に向け柔軟な取組を行ったことで一者応札の改善につながった。

→ 一者応札が改善された案件のうち、比較可能であった20件において、公告期間の確保、参入可能者(市場調査)の把握等の改善により、約0.2億円のコスト削減効果が見られた。

→ 結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なもの218件(3億円以上の工事・建設コンサル、1億円以上の物品・役務)について、省内各発注部局において一者応札となった原因分析結果をとりまとめ、ホームページに公表。

計画の内容

○調達事務のデジタル化

→電子契約の導入推進など、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する、調達事務のデジタル化を推進する。

- ・紙での対応を希望する業者に対しても、積極的に声掛けするなど運用拡大に努める。
- ・入札説明会をオンラインで開催する。
- ・押印省略が可能な場合、見積書等の徴取を電子メールで行う。



取組の状況及び効果

○調達事務のデジタル化

→電子応札可能件数は20,034件で、電子入札率は98.5%、電子応札率に関しては90.5%であった。また、電子契約締結件数は16,711件、電子契約率は61.6%であった。

※電子契約率は、昨年度上半期時点よりも増加しており、着実に電子化が進んでいる。

(3)その他の取組

計画の 内容

○調達業務の合理化(共同調達・一括調達の推進)

→ 本省及び全地方支分部局等(60部局)において、共同調達又は一括調達を推進。

○随意契約の見直し

→ 引き続き、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について競争性のある契約への移行可否を改めて検討し、結果をHPに公表。



取組の 状況 及び 効果

●調達業務の合理化(共同調達・一括調達の推進)

→ 本省及び全地方支分部局等において、共同調達又は一括調達を実施。

共同調達 : 品目(施設・設備の維持管理・保守等)の拡大を行った部局もあり、本省及び地方支分部局等(39部局)にて実施した。

一括調達 : 品目(車両管理業務等)の拡大を行った部局もあり、本省及び地方支分部局等(56部局)にて実施した。

○随意契約の見直し

→ 競争性のない随意契約は、前年度上半期に比べて、件数で102件減少、金額で約876億円の増加。

計画の
内容

○少額な契約への対応

→ オープンカウンター方式の活用により競争参加機会を拡大。

○その他の取組

・内部監査の実施 等



取組の
状況
及び
効果

○少額な契約への対応

→ オープンカウンター方式にて、4,168件、約12.5億円の契約。
(うち、新規686件、約2.8億円)

○その他の取組

競争性のある契約への移行の可否や一者応札の解消への取組状況等を重点監査事項に位置付け、各官署に対し内部監査を実施 等

令和6年度の調達改善計画										令和6年度上半期自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和6年9月30日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施について明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント		
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的					
○		工事における総合評価の改善	・外部有識者を交えた懇談会等場のにおいて、総合評価落札方式の実施状況等を踏まえて議論を行い、公共工事の品質確保及び早い着の中長期的な育成・確保のため、公正性・透明性の確保に留意しつつ、多様な総合評価落札方式の見直し及び定着に努める。	国土交通省においては工事の調達金額の割合が高く、取組の効果が大きいと考えられるため。	A	-	・総合評価落札方式の各種試行について、PDCAサイクルによる効果検証・見直し等をルーティン化し、試行の実施目的に沿った取り組みになるよう改善を行っている。		6年度中(随時)	A	-	・外部有識者を交えた懇談会等場のにおいて、総合評価落札方式の実施状況等を踏まえ、総合評価の改善について、継続して議論を実施。 ・令和6年6月に開催した会議では、発注者において標準的な仕様(案)が制定できるものの、競争参加者の技術提案に基づいた仕様や工法の変更により更なる品質向上や(総合的に価値の高い)資材等)の採用が期待される工事について、技術提案内容について総合評価の中で技術者としての評価対象としつつ、その提案内容の実施に必要な費用を当初契約後に発注者指示による変更契約の対象とする方法について議論した。	B	-	総合評価に関する各種試行について、令和5年度の取組について各地方整備局長等と分析を行っているところ。なお、評価に当たっては一定の試行件数の蓄積が必要となることから、評価については5年に1度を基本としている。	6年度中(随時)	・件数が少なく、実績を蓄積しなければ効果検証等を行えない試行については、引き続きモニタリングが必要。 ・技術提案内容を設計変更対象とする案件については、実際の入札での試行運用に向けた詳細の検討が必要	引き続き、技術提案内容を設計変更対象にする方式の運用に向けた検討のほか、総合評価ですでに試行している内容を省めて必要な改善の対応を進める。	
○		工事における受発注者の事務負担軽減	・技術料作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の軽減のため、競争に参加する者の数が多いと見込まれる場合において、段階的選抜方式、一括審査方式を活用するなど、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進する。 ・外部有識者を交えた懇談会等場のにおいて、建設生産・管理システムにおけるデータマネジメントの在り方の検討を行う。	国土交通省においては工事の調達金額の割合が高く、取組の効果が大きいと考えられるため。	A	-	・段階的選抜方式、一括審査方式の実施等により、受発注者の事務負担軽減を図る。 ・建設生産・管理システムにおけるデータマネジメントについて、有識者を交えた懇談会において議論を行っているところ。データマネジメントの観点から、受発注者双方の事務手続きの簡素化方を検討する。		6年度中(随時)	A	-	・一般土木工事A等級、建築工事A等級工事においては、原則、段階的選抜方式を適用。 ・同一発注機関による発注で、目的・内容が同様、技術力審査・評価の項目が同じである等の工事において、一括審査方式を活用。 ・建設生産・管理システムにおけるデータマネジメントの議論を令和5年5月に実施して以降、継続的に内部で議論中。	B	-	段階選抜方式及び一括審査方式については、全ての地方整備局等において発注を実施し、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進している。	6年度中(随時)	・段階選抜方式、一括審査方式については、全ての地方整備局で実施。引き続きの推進が必要。 ・データマネジメントについて引き続きの検討が必要。	令和6年6月の公共工事品確法の改正により、地域において受注者になろうとする者が極めて少ない状況が継続すると見込まれる場合に適用できる、受注者となることが見込まれる者がいることを明示したうえで公募を行い、手決令で規定する「競争が存在しないこと」を確認した上で随意契約することができるとが確定されたことを受け、運用におけるこれらへの対応を進めるほか、引き続き段階選抜方式、一括審査方式等の推進、データマネジメントの検討を進める。	
○		調達改善に向けた審査・管理の充実(一者応札の改善に向けた取組)	・本省及び地方支分部局において、参入要件等の見直し、準備期間の確保、仕様書の記載内容の明確化、発注予定情報の公表等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を徹底する。 ・調達内容に応じて、それぞれ、以下の取組の強化に努める。 ・物品等の調達・特殊な車両や重油の購入など、その特殊性から取扱業者数が少ない物品等の調達については、参入可能者の把握に努めるとともに、取扱業者が他にない場合など競争環境の改善が見込めない案件については、適正な契約方式への移行も検討する。 ・システム関係・専門的な業務内容に関するシステムの運用・保守については、既設システムの環境・構成を可能な限り公開し、より詳細な業務内容を示すことで広く入札参加を促す。 ・建設・改修等の維持管理・業者が作業員の確保などの履行体制を十分整えられる準備期間の確保や、地域外からの新規参入促進を図るための仕様書の明確化及び参考資料の情報提供を行う。 ・審査等の役割・ホームページ等に事前の発注の見通しを公表することや、過年度の調達報告書を公開することなど、調達情報の開示を徹底し、参入可能性のある業者の裾野を広げる。 ・入札不調となった案件の原因分析を行ったうえで、資格要件や発注単位の見直しなどの対策を講じる。 ・結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なものについては、本省内外及び地方各支分部局において一者応札となつた原因分析結果等をとりまとめ、本省ホームページに公表する。 ・特に複数年一者応札が続いている案件については、業者へのヒアリング、アンケート等を活用し、要因分析及び改善に努める。 ・上記の取組の結果、改善が図られた案件について、本省にて事例を取りまとめ、ノウハウ等の共有を図る。 ・各部局に設置された外部有識者から公正入札審査会等において、競争入札及び金額競争を行った契約のうち、結果的に一者応札又は応募となつたものを中心に、個別案件の審査を徹底するとともに、再度同委員会等に報告するよう努める。		A	-	・事前・事後検証の徹底、改善事例の共有等を行い、発注者側の取組により改善が見込めるものの競争性の向上を目指す。		6年度中(随時)	A	-	・本省会計課から各部局に対し、調達改善の推進に関する事務連絡を令和6年3月29日付けで発出し、以下の取組内容の周知徹底を図り、取組を実施した。 ・全ての競争契約について、契約手続前に一者応札改善に向けてとるべき措置が十分に取られているか事前検証を行い、必要な一者応札改善措置に取り組みこと。 ・結果的に一者応札となった案件については、従来から行っている公正入札審査会議や入札監視委員会での個別案件の審査を徹底し、再度、委員会等に報告するよう努めるとともに、一者応札となつた原因についての分析を行うこと。 ・一者応札が複数年度続いている原因については、事前に一者応札の改善に向けた検証と改善策の実施を徹底するとともに、事後においては参加可能者へのヒアリング・アンケート等を活用した要因分析・改善に努めること。 ・計画に示した各データカラーに当てはまる調達を行う場合は、これを参照の上、必要な改善策を講じること。 ・改善策を講じているにも関わらず改善が見込めない場合は、入札監視委員会等の外部有識者からなる第三者機関の助言を受けると、公正性・透明性を確保した上で、適正な契約方式へ移行することについても検討すること。 ・結果として一者応札となつた案件のうち契約金額が高額なもの18件(3億円以上の工事・建設コナ、1億円以上の物品・役務)について、省内各支分部局において一者応札となつた原因分析結果をとりまとめ、ホームページに公表。	B	-	・業者側の準備不足により一者応札となつたと思われる案件については更なる準備期間の確保を行うなど、事前・事後検証をもとに取組を行い、仕様の見直し・明確化等あわせてを行うなど、事前・事後検証結果のみならず、一者応札改善に向け柔軟な取組を行った結果、137件について一者応札が改善された。 ・一者応札が改善された案件のうち、比較が可能であった20件において、公告期間の確保、参入可能者(市場調査)の把握等の改善により、約0.2億円(3.2%)のコスト削減効果が見られた。 ・発注者側における類似案件の入札に参加した業者に聞き取りを行い、参加を呼びかけることで改善につながった案件があった。	6年度中(随時)	・単年度では効果が現れなかった取組であっても、根気よく取り組め続けることにより効果が現れるものもあると考えられることから、取組を続けることが必要である。 ・市場の状況により変化することもあるため、取組の効果検証は容易ではない。	引き続き取組を実施し、改善事例の共有に努める。	
○		調達事務のデジタル化	本省及び地方支分部局において、以下の取組を推進する。 ・入札説明会をオンラインで開催する。 ・押印省略が可能な場合、見積書・検査等の徴収を電子メールで行う。 ・工事・サービス案件については、電子入札システムで電子入札、電子契約システムで電子契約を行うっており、デジタル化が進められている。物品・役務については、電子調達システムで電子入札及び電子契約を行っており、電子入札はデジタル化が進んでいる一方、電子契約は導入が進んでいない。紙での対応を希望する業者に対しては、積極的に電子入札・電子契約を行うとともに、入札公告や入札説明書等に電子契約対象案件であることを明記すると運用拡大に引き続き努める。 ・やむを得ない場合を除き、原則電子契約とする。		B	-	地方支分部局等も含めて省全体で調達事務のデジタル化を進める。(前年度の電子入札率・電子契約率を上回ることを目指す。)		6年度中(随時)	B	-	・本省会計課から各部局に対し、調達改善の推進に関する事務連絡を令和6年3月29日付けで発出し、以下の取組内容の周知徹底を図り、取組を実施した。 ・本省及び地方支分部局等において、電子入札及び電子契約の導入を積極的に行うこと。そのほか、入札説明会をオンラインでも参加可能とする。押印省略が可能な見積書等の徴収を電子メールで行うなど、調達事務のデジタル化を推進すること。 ・その他、本省及び地方支分部局にて以下の取り組みを実施した。 ・紙での対応を希望する業者に対しては、積極的に声掛けするなど運用拡大に努めた。	A	・電子応札可能件数は20,034件で、電子入札率は98.5%、電子応札率に関しては90.5%である。 また、電子契約締結件数は16,711件、電子契約率は91.6%である。	押印省略が可能な見積書等の電子メールによる徴収を可能とし、事務負担の軽減を図った。	6年度中(随時)	事業者に対し電子契約を勧めたが、契約システムに不慣れあるいは未導入のため新入札の場合があるため、引き続き電子契約の呼びかけ・サポート等を事業者に説明し、電子契約導入を検討してもらう必要がある。	引き続き取組を実施し、電子契約率向上に努める。	
○		電力調達の改善	・電力調達については平成28年度から、順次、一般競争入札へ移行しているところであり、検討中の案件について、共同調達・一括調達の導入の検討や市場の状況を踏まえつつ、更なる移行を引き続き推進する。 ・電力調達において、一般競争入札を行う際に、再生可能エネルギー電力の調達や旧供給電力事業者が異なる地域の事務所・施設等とをとりまとめて調達する等の電力コストの更なる削減を、部局における調達状況を踏まえ、可能な限り推進することを目指す。 ・再生可能エネルギー電力の調達においては、「政府がその事務及び事業に關し適宜効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(令和3年10月22日閣議決定)」における、2030年までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることの記載を踏まえ、一般競争入札等は再生可能エネルギー比率60%以上を初項の要件として行う。 ・電力調達における一般競争入札の導入状況・ノウハウ等をとりまとめ、本省・地方支分部局等との間で内容の共有を図る。		B	28年度	・一般競争入札案件の増加と、引き続き随意契約となった全案件についての一般競争入札への移行可否の検討により、競争性の向上を目指す。 ・再生可能エネルギー電力調達の推進に取り組み、2030年までに国土交通省で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。		6年度中(随時)12年度まで	B	-	・本省会計課から各部局に対し、調達改善の推進に関する事務連絡を令和6年3月29日付けで発出し、以下の取組内容の周知徹底を図り取組を実施した。 ・令和6年度に調達を行う際には、可能な限り一般競争入札に移行できるように、地域の事業者等を考慮した上で、一般競争への移行可否の検討、一般競争入札に向けた準備を行うこと。 ・特に、電力調達については、庁舎等をまとめることでスモールリットや事務負担の軽減等の見込める場合、一括調達の拡大についても検討すること。 ・一般競争入札の導入状況・ノウハウ等について、本省及び各部局へ展開する。	B	-	・電力調達については、一般競争入札件数は184件であった。 ・再生可能エネルギー比率の高い電力については、157件の調達を行った。	-	6年度中(随時)	・小規模な庁舎等においては、一般競争入札を行ったものの応募者がなく不調となり、随意契約に移行したケースもあり、取りまとめ一括発注する方式の取組を行う必要がある。 ・地産地消など、発注者側の要因以外の理由により一般競争入札に移行できないケースも依然として見受けられた。	

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。
○電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数
・電子入札案件数：入札案件数のうち、電子入札が可能案件数(紙と電子の両方も含む)
・電子応札案件数：開かれた入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が「社」以上存在する案件数
○電子契約率＝電子契約案件数÷(電子応札案件数+電子入札による電子契約案件数)
・電子契約案件数：契約確定案件数のうち、「契約書」または「結算」を「電子」で実施した案件数
・電子入札による電子契約案件数：電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

【難易度】
「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。
・A+：効果的な取組
・A：効果的な取組
・B：標準的な取組
・C：標準的な取組
指標不掲載の取組である場合には、指標掲載の取組を参考に適当と考える難易度を設定。

【進捗度】
以下の指標に基づき、自己評価時に以下の進捗度を記載。
・A：(定量的な目標)目標進捗率90%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容をほぼ実施した取組
・B：(定量的な目標)目標進捗率50%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組
・C：(定量的な目標)目標進捗率50%未満
(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにどった取組

調達改善計画		令和6年度上半期自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和6年9月30日)	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
○共同調達・一括調達の推進 ・引き続き、本省及び全地方支分部局等において、共同調達及び一括調達を推進する。 ・部局単位の取組に加え、地方支分部局等や本省と地方支分部局等との間で一括して発注した方が合理的な業務についても、一括調達を実施するなど、状況に応じて拡大に向けた検討を行う。	継続	・共同調達については、品目(施設・設備の維持管理・保守等)の拡大を行った部局もあり、本省及び地方支分部局等(39部局)にて実施した。 ・一括調達については、品目(車両管理業務等)の拡大を行った部局もあり、本省及び地方支分部局等(56部局)にて実施した。	—
○随意契約の見直し ・引き続き、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可否を改めて検討する等の取組を行い、その結果を本省ホームページにおいて公表する。 ・競争性のある契約へ移行した事例に関する情報を省内で共有し、各調達部局の検討に資するようにする。	継続	・各部局において、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可能性を検討し、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、その理由とともに本省ホームページに一括して公表(本自己評価と同時に公表)。 ・能登半島地震からの復旧のための緊急随意契約が増加したこと等により、前年度上半期と比べて、件数は、102件減少したものの、金額は約876億円増加となった。 ・次年度以降競争性のある契約に移行する予定のものは、10件、約1.2億円となった。	・競争性のある契約へ移行した事例について取りまとめて共有することにより、競争性のある契約への移行が図られた。
○少額な契約への対応 会計法令で予定価格が少額で随意契約が可能とされている場合についても、競争性を向上させる観点から、事務負担、地域性等に配慮しつつ、オープンカウンター方式を活用するなど競争参加機会を拡大させる。	継続	・オープンカウンター方式にて、4,168件、約12.5億円の契約を行った。	・新規業者の参入機会増加に伴う競争性の向上が認められるとともに、事務負担の軽減が図られた。
○クレジットカード決済の活用 「会計業務の効率化に向けた改善計画(平成28年7月決定)」に基づく資金前渡官吏払いから支出官払いへの移行による業務効率化に資するよう、水道料金を中心にクレジットカード決済の活用を検討する。	継続	・16部局において、水道料金、電気料金等をクレジットカード決済による支出官払いに切り替えたことにより、支払件数の減少など事務処理の集約化による事務負担の軽減が図られた。	—
○内部監査の実施 引き続き、競争性のない随意契約に係る競争性のある契約への移行の可否、一者応札の解消への取組状況等の検討結果について、内部監査を重点的に実施するとともに、結果について各調達部局に周知し、取組の改善を促進する。	継続	—	・国土交通省における「令和6年度会計監査実施計画」において、競争性のある契約への移行の可否や一者応札の解消への取組状況等を重点監査事項に位置付け、各官署に対し内部監査を実施。
○その他 ・人事評価における適切な評価(コスト意識や業務改善に留意した独自の目標設定が可能な場合の目標設定や、コスト意識や業務改善に向けた取組の適切な評価) ・調達改善に係る研修の実施(会計事務職員を対象とした研修の実施による職員のスキルアップ)	継続	—	・人事評価において、コスト意識を持った効率的な業務運営に向けてとられた行動等を適切に評価するよう、引き続き、イントラネットにて周知を行い、省内におけるコスト削減意識の醸成が図られた。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:令和6年4月1日～令和6年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【長谷川太一 公認会計士】 意見聴取日【令和6年11月6日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和6年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って ・令和6年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	○全体的に調達改善が推進されている。	○引き続き、調達改善の推進に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【加藤一誠 慶應義塾大学 商学部 教授】 意見聴取日【令和6年11月5日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和6年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って ・令和6年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	○調達改善計画が遂行されています。 ○デフレが長期的に継続している時期の制度やしくみを、実情に合わせて担当者が運用を改善して維持しているように見えます。人手不足、インフレが常態化して社会経済の前提条件が大きく変化し、接ぎ木のようになった制度やしくみ自体を再検討する時期が近づいているのかもしれない。	○ご指摘を踏まえ、引き続き、調達改善の推進に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【齊藤広子 横浜市立大学 国際教養学部 教授】 意見聴取日【令和6年10月31日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和6年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って ・令和6年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	○全体的に調達改善が推進されている。	○引き続き、調達改善の推進に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【林浩美 森・濱田松本法律事務所 弁護士】 意見聴取日【令和6年11月1日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和6年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って ・令和6年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	○「電力調達の改善」については、電力の一般競争入札案件の実施数が昨年度比約1.7倍、再生エネルギー比率の高い電力調達件数が昨年度比倍以上となり、強力に推進されていると評価します。 ○「工事における総合評価の改善」については、昨年度は「継続して議論を実施予定」、今年度は「継続して議論を実施」との記載であって当該議論の内容や頻度が明らかではないため、改善のための努力がどの程度積極的に継続されていると評価できるのかどうか、必ずしも定かではありません。 「工事における受発注者の事務負担軽減」における「建設生産・管理システムにおけるデータマネジメントの議論」についても、昨年度は「令和5年5月に実施」、今年度は「令和5年5月に実施して以降、継続的に内部で議論中」との記載であって当該議論の内容や頻度が明らかではないため、前段落と同様と考えます。 ○「一社応札の改善に向けた取組」では、仕様の見直し・明確化を行った件数、コスト削減効果額のいずれも昨年度比で増加しており、継続的な取り組みを積極的に行っていると評価します。 ○「調達事務のデジタル化」については、電子契約率61.6%（昨年度比で6.3%の増加）となっており、継続的な取り組みを積極的に行っていると評価します。 ○「随意契約の見直し」は、競争性のない随意契約が件数的には減少している一方、金額的には大幅増加。特徴ある契約の存在等、一時的な影響かと推察するが、引続き取組を推進していただきたいです。 ○その他（調達事務の合理化、少額な契約への対応等）については、継続的に取り組まれていると評価します。	○「工事における総合評価の改善」については、当該改善の議論の一例として令和6年6月の「技術提案内容を設計変更の対象にする案」について記載させていただいています。その他の改善に向けては別途議論中です。 「データマネジメントの議論」については年内に有識者委員会を開催し、その中で進捗を提示する予定です。 ○随意契約の主な増加要因は、能登半島地震からの復旧のための緊急随意契約が増加したこと等によるものです。引き続き、可能な限り随意契約の削減に努めている所存です。

外部有識者の氏名・役職【杉本茂 さくら総合事務所 公認会計士】 意見聴取日【令和6年11月5日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和6年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って ・令和6年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	1 工事における総合評価方式の改善 技術提案の設計変更対象化に関して、あらかじめ変更可能な範囲と条件を明確にした「技術提案変更ガイドライン」の策定など、経験値を蓄積することもあってよいかと思います。パイロットプロジェクトとして、小規模工事から段階的に導入し、知見を蓄積し、技術提案の評価基準を定量化し、変更時の判断基準を明確化するなどです。 2 工事における受発注者の事務負担の軽減・調達事務のデジタル化 建設生産管理システムの操作性向上のためのユーザーインターフェース改善にも注力するほか、データ入力自動化・半自動化機能の強化(AI-OCR等の活用)、システム研修の充実と、ヘルプデスク体制の強化は既に実施されているかもしれませんが、もしされていない場合は、ご検討宜しくお願い致します。 共同調達・一括調達の推進、等、業務効率化を継続的に実施していることは高く評価します。 電子契約・電子入札は、入札事務の合理化透明化に資することでもあり、更に大きく前進して頂きたいです。 これを一層促進するためには、関連業界の包括的なIT対応力の育成(リスキリングを含む)が必要ですが、新しい技術革新を踏まえた中長期的なシステム設計に変えていく必要がないでしょうか。 一者応札に関する事例分析に加えて、具体的に、好事例の共有を促進するための定期的な部門間連絡会議の設置・各部門の調達担当者間のナレッジ共有プラットフォームの構築・成功事例のデータベース化と検索システムの整備もご検討頂ければ幸いです。建設物価の急変・人手不足・人件費・労働環境の変化等を入札方法の中で加味して評価することにも一層注力して頂きたくお願い申し上げます。 3 ペーパーレス化と一層の電子化 中央省庁でペーパーレス化・デジタル化は、民間セクターへの少なからぬ影響もあり、一層促進すべきことだと思います。SDGsの観点を含め、足元の現場と将来の効果を比較し、移行段階での得失も比較しながら進めることが肝要かと思います。電子契約の促進に関しては、電子契約に対するインセンティブ制度の導入・電子契約システムの使いやすさ向上・業者向けの電子契約導入支援窓口の設置もご検討頂ければ幸いです。 4 電力調達、ガス調達の改善（Co2削減への取り組み） 電力調達・ガス調達についてTCFD等を考慮し、公共機関としてCO2削減等の効果に関してもリーダーシップを発揮し、自らの調達における評価だけでなく、入札評価や事業者の評価に組み入れる等だけでなく、SCOPE3を意識して事後の定量的な評価・検証も検討する必要があるでしょうか。遠隔地の小規模庁舎対策として、複数庁舎での共同調達の促進や発注ロットの最適化(適切な規模での分割・統合)をご検討頂いていると思いますが、地域の事業者団体との定期的な意見交換の場の設置も検討しても宜しいかと考えます。	○技術提案内容を設計変更の対象にする案に関しては、ご提案の趣旨も含め、発注者・競争参加者双方に良い制度となるよう、運用について検討してまいります。 ○調達事務における効率化に関しては、電子入札システムの利用が相当に普及していることも踏まえ、引き続き適切に運用しつつ、必要に応じてシステムの改善等に取り組んでまいります。 ○また工事における物価の急変、労働環境の変化等への対応としては、実勢価格を適切に反映した適正な予定価格の設定、工事従事者の休日等の実態を踏まえた適正な工期の設定、および必要に応じた契約変更を従来より実施しており、引き続き運用してまいります。 ○ご意見を踏まえ、ペーパーレス化や電子契約、共同調達等の一層の推進に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【西川雅史 青山学院大学経済学部 教授】 意見聴取日【令和6年10月29日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和6年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って ・令和6年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	(1)フォローアップ概要の4枚目のシートについて ○電子応札率が90.5%とあります。先回の資料には、91.9%とありましたので、デジタル化の割合が「低下」したことになるように思われます。これは、取り組みの効果としてネガティブなものではないでしょうか。 国発注工事（一般に規模が大きく、受注者も優良な企業が多いと想定します）において、電子応札が100%とならないのは、どうしてなのでしょう。 (2)参考資料のP2の表2について ○企画競争による随意契約というカテゴリがありますが、その入札者が1者であるとき、どのような意味で「競争的」なのでしょう。一般競争入札において、入札者が1者ということはあっても、それは、「入口がOPEN」という意味において競争性が担保されます。しかし、随意契約の場合、入札者が1者であるとき、どのような意味で、「競争的」なのかわかりませんでした。 実質的に「競争性のない随契」のように思われます。たとえば、表2の注3では下記のようになっております。 「公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続(競争契約又は企画競争による随意契約)により整理し、公募による随意契約として整理はしないこととする。」 この記述は、結果として複数の参加者がいた場合、「競争」が発現したものとして取り扱うとされていることにすると、読み取ることができます。そうであれば、結果として、競争性が発現していない場合(企画競争による随意的1者入札)は、競争性のある随契として整理すべきではない、と言うことになりませんか。 ○表2下の注3に、「応募者がいないときに特定の1者と契約を行う場合は、公募による随意契約の1者として整理する。」と記載がありますが、これは「不落・不調による随契」として整理すべきかと思われますが、如何でしょうか。 ○また、この場合、「応募者がいない」のですから、「公募」は成立していません。そのあとに、「特定の1者と契約を行う」とすれば、これは、特定の1者と随意契約を取り交わしたもの(特命随契、不落随契)とみなすべきなのではないでしょうか。 不落・不調という用語は、会計法等に基づく入札手続きを実施した場合に、用いている用語なので、使用し難いとしても、すくなくとも「公募による随契」とは、もはや言えないと思われるのです。	○前回ご回答した、電子応札率91.9%は令和5年度1年分の実績でございます。今回は令和6年度上半期分(4月～9月)の実績でして、令和5年度上半期分の実績(89.4%)と比較すると率は向上しております。 当該実績は、工事以外の物品購入、役務の案件も含まれております。工事においては、ご賢察のとおりほぼ電子応札がなされておりますが、物品・役務では、小規模の事業者が対応出来ない場合もあり、紙での応札も許容しており少数残っている状況です。 ○企画競争は、実施する際に業務内容等を公示し、提出された企画提案書の中から最も優れた提案をした者と随意契約するものです。公示を行うことによって、先生のおっしゃるとおり、「入口がOPEN」という意味において競争性が担保されている状況となっておりますため、随意契約ですが競争性があると区分しておるところでございます。 要するに、競争性の有無は、結果として複数の参加者がいたかどうかではなく、発注時に当該案件を公にしているか否かで判断しております。 ○「公募」とは、行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしうえて、参加者を募るものであり、会計法等の入札手続きではございません。「公募」の結果、応募者が2社以上いる場合には、企画競争や一般競争に移行しますが、1社の場合、公募の応募者と随意契約することとなります。 なお、不落・不調は会計法等に基づく入札手続きを実施した場合に、用いている用語であり、「公募」は会計法等における入札手続きではないため、この場合「公募による随意契約」と整理しております。 ○繰り返しとなり大変恐縮ですが、「公募」とは、行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募るものですので、参加者の有無によらず、参加者を募る行為のみで「公募」は成立すると整理しております。 元々「公募」は、競争性のない随意契約を行っていた案件の競争性を確保するための方策として国全体で導入されたものでして、企画競争と同様に当該案件を公にすることで一定程度競争性を確保することが出来ると考えております。 なお、公募しても応募者がいない場合の会計法上の随意契約の区分は、先生のおっしゃるとおり、「特命随契」となります。また、表2は、あくまで「公募」を行った結果、随意契約となった案件が何件あるかを明示した表であり、会計法上の随意契約分類(特命随契、不落随契等)によるものではないとさせていただきます。表2は、全省庁統一の形式ではございますが、整理がわかりにくく大変申し訳ございませんでした。